

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題） 第一次移送(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43779

大河原、スチラー、今談

秘
無期限
外務省
1等

次長
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

条約局長
条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
安全保障課長

沖ノ尾問題 (12月15日の大河原
スタグ-会談)

45.12.16
米北1

12月15日 スタグ-公使は大河原アメリカ局長
の対し 次のように述べた。

1. 在沖ノ尾の米側

(1) 立会人

(当方より、かねて米側に要請した通り 政府立会人
5名の派遣が速かに同意を乞はれたこと

に対し、) 現地米側は、ガス撤去に伴う
諸船の荷役は、中止され、日本政府

立会人に同行せしめるべき米側係官の手配
及び提供すべき乗用車のスペースの関係

GA-5

外務省

書
が
不
関
係

かた 3名以内とせしめたい。

(外務省以外の各省専門家も派遣する
都合上是非として5名を確保したい旨

述べたのに対し) ぎりぎり4名までなら
たいべく、この線は現地と更に打合わせ

みる。なお、ヘイズ少将は右の3名、
たとえは、防衛庁職員を Convoyの上空を

飛行するヘリコプターに搭乗せしめること
考慮中とのことである。(注: 15日夕刻に米側係官

北米第一課長に対し、沖ノ尾問題の
処理に5名を要する可能性を述べ

(2) 屋良主席に対するブリーフィング

(当方より、11日の日本政府及び琉球政府

に対する米側の詳細なブリーフィングに
かわらず、現地では依然として不安感と

不満感が強く表明されている。他方

GA-6

外務省

米
北
1

ヘイス少将の 方から 対する 説明 ぶり は
 極めて 率直 且、 確信 に 満ち てる あり、
 我方 と して 二 の 英 を 多 と して いる。 つ いて は、
 現地 の 不安 を 省 ぬ 一 つ の 手 段 と して、 ヘイス
 少 将 より 直 接 尾 良 主 席 に 対 する プ リー プ リ ン
 を 行 った こと は 有 意 義 だ け だ と思 っ てる。
 必 要 だ け ば 高 瀬 大 佐 に 同 席 し たい と思 っ てる
 と 考 え ら れ ば と (ホ ー ト へ 対 し) 自 分 違 っ て いて
 ヘイス 少 将 の 来 日 は 非 常 に よ かった と
 思 っ てる。 今 の サ ジ エ ス テ ー シ ョ ン は 極 め て
 有 意 義 だ け だ と思 っ てる の で、 早 速 ラ ン ポ ー ト
 高 等 弁 護 官 と 同 様 に 相 談 し たい だ。
 本 日 一 回 の 船 積 費 の 研 究 月 に つ いて は、
 未 だ 指 令 が 発 せ ら れ ない ため、 不 明 だ

あ っ た、 早 け ら ば 今 週 中 に 発 表 した の
 だ け だ と思 っ てる。
 2. 犯 罪 問 題
 (在 沖 米 兵)
 (当 方 より、 最 近 沖 繩 に 対 して 米 兵 の 犯 罪
 事 件 が 多 発 し、 一 つ の 系 列 の 自 動 車 事 故
 に つ いて の 軍 法 会 議 の 判 決 が 無 罪 だ
 っ た こと により、 沖 繩 現 地 で は 怒 り 不 安
 と 考 え ら れ 表 明 され てる こと (卸 除 隊 の 事 件
 だ け で、 米 兵 と して 法 的 に 不 備 が ない だ
 け だ と思 っ てる)
 だ、 (よ っ て の 態 度 は 現 地 の 領 事 館 を
 通 じ 所 以 だ と思 っ てる) と (ホ ー ト へ 対 し)
 ラ ン ポ ー ト 高 等 弁 護 官 と 犯 罪 問 題
 に つ いて は 頭 を 痛 め、 軍 紀 の 肅 清 に 努 力
 し たい だ と思 っ てる。 G.I. の 末 端 に 対 して

この方針が必ずしも十分に信じているかは
 遺憾である。今日の西罪判決は軍事裁判
 として手続的にそのよし悪しを区別
 した。 (1=)

かつTはと考之る。
 (法的正義の直接関係なしに補償
 たり、見舞金たりを互換いと云ふことと米側
 として考之る必要はありに非ずや、と述
 べたに對し、) 米側のジエスパーとL2
 見舞金を互換にすべきは意味がある
 ことと考之る。ランポート高等弁務官に
 よく話をした。自分もかつ
 占領末期東京で自動車事故を起し、
 見舞金の互換による2月満了解決をみた
 経験をもつて、日本人考之方は理解

2を了つて2である、米国人一般として
 法的義務の觀念が先に立ちかたは
 である。
 労務管理費問題 (施設等内訳派遣)
 (当方より、労務管理費問題について、日米向
 の話し合い進捗せず、わが方予算編成時期
 を向近に控えて促進方努力しているが、
 (労務管理費))
 そのためにも、P方行政官の専門家を
 至急沖繩に派遣する。この派遣に
 (必要がある)
 同意ありたいと述べてに對し、米側と
 しては、労務管理費に關する資料は日米向
 に提供しているが、必ずしも現地調査を
 必要とし、この考之る重なり2名の
 専門家を、この問題に限って現地

シヤコフノ大佐との接触を待てる

と云ふことは派遣に同意する。